



答 申 第 649 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年9月1日付け神保生保第1576号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

被保護者の生活保護決定情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市立小・中学校、特別支援学校（小学部・中学部）及び義務教育学校において、学校給食費その他の学校徴収金の滞納がある生活保護受給世帯に対して、納付指導及び代理納付の勧奨を行うために、保健福祉局生活福祉部保護課から上記の学校に生活保護決定情報を提供することは、生活保護に係る教育扶助の使途の適正化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、
妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

被保護者の生活保護決定情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

【生活保護決定情報】

〔提供先：特別支援学校、義務教育学校〕

(小・中学校への提供については第37回個人情報保護審議会(H20.11.13)で答申済み)

所管行政区

学校名

学年

児童・生徒氏名

生年月日

保護開始年月日

保護廃止年月日

保護停止年月日

保護停止解除年月日

世帯分離年月日


世帯分離解除年月日



答 申 第 6 5 0 号
平成 29 年 9 月 1 日

神戸市教育長 雪村 新之助 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第9条第1項第4号の規定に基づき、平成29年9月1日付け
教委経第1589号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

学校徴収金を滞納している被保護者の滞納情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

- 1 市立小・中学校において、既に実施している学校給食費に加えて、その他の学校徴収金に関しても、滞納がある生活保護受給世帯に対して、納付指導及び代理納付の勧奨を行うために、学校から保健福祉局生活福祉部保護課に滞納状況に係る情報を提供すること、及び、市立特別支援学校（小学部・中学部）及び義務教育学校において、同様の取り組みを実施することは、生活保護に係る教育扶助の使途の適正化に寄与するものであり、公益に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、当該個人情報を適切かつ慎重に取り扱わなければならない。

被保護者の学校徴収金滞納情報の提供について
(条例第9条「利用及び提供の制限」に関して)

小・中学校、特別支援学校（小学部・中学部）・義務教育学校に関する学校徴収金
(学校徴収金のうち学校給食費については第37回個人情報保護審議会（H20.11.13）で答申済み)

【学籍情報】

学校名
学年
児童・生徒名
生年月日

【学校徴収金等滞納情報】

滞納年月
滞納額
滞納状況等

【生活保護受給情報】

所管行政区
世帯番号
住所
保護者名